

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

猶予整理簿	審査

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒

届出者住所

氏名 印
(電話番号 -)

推定相続人 の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人 に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住所	氏名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続柄
死亡した推定相続人	住所	氏名	死亡年月日 平成 年 月 日

1 使用貸借による権利の設定は、推定相続人 の死亡に伴い、他の推定相続人等 に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）

他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）

届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

印欄は記入しないでください。

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人
他の推定相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。